　　　江南市最低制限価格制度実施要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、江南市が発注する建設工事に関する江南市契約規則（昭和５４年規則第３号）第１２条第１項の規定により最低制限価格制度を対象とする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

　（対象工事）

第２条　最低制限価格制度の対象とする建設工事は、一般競争入札（総合評価落札方式による入札を除く）に付する建設工事とする。

　（最低制限価格）

第３条　最低制限価格は、次項に掲げる額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、次項に掲げる額が、予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

２　前項の最低制限価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる工事等の種類については、予定価格算出の基礎となった別表の①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（１）直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額

（２）共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

（３）現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額

（４）一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

３　市長は、前２項の規定にかかわらず、特別なものについては、１０分の９．２から１０分の７．５までの範囲内において最低制限価格を定めることができるものとする。

　（入札参加者への周知）

第４条　最低制限価格制度を実施するときは、入札公告に最低制限価格を設定していることを記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

　（落札者の決定）

第５条　最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

　　　附　則

　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事等の種類 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等(ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。) | 機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額 | 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 | 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 | 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 |
| 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等 | 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額 | 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 | 直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 | ― |